# 令和3年蘭越町議会第2回定例会会議録

# ○開会及び閉会

令和3年6月16日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時46分

# 〇出席及び欠席議員の氏名

出席(10名)	1番	淀谷	融	2番	金安	英照
	3番	田村	陽子	5番	永井	浩
	6番	向山	博	7番	難波	修二
	8番	赤石	勝子	9番	柳谷	要
	10番	熊谷	雅幸	11番	富樫	順悦

欠席(なし)

# 〇会議録署名議員

9番 栁谷 要 10番 熊谷 雅幸

## ○説明のために出席した者の職氏名

町長	\$	金	秀行	副町長	山内	勲
教育長	5	小林	俊也	総務課長	渡辺	貢
税務課	長	名越	義博	住民福祉課長	北山	誠一
健康推	進課長	梅本	聖孝	農林水産課長	西河	修久
建設課	長	北川	淳一	商工労働観光課長	水上	昭広
会計管	理者	小木	利夫	農林水産課参事	木村	恭史
教育次	7長	田縁	幸哉	蘭越診療所事務長	山下	志伸

代表監查委員 坪田 和昭

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書 記 和田 慎一

# ○議事日程

ノ硪争口性		
日程第1	会議録署名議員の指	名
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長の行政報告及び	提案理由の大綱説明
日程第4	一般質問金	安英照
日程第5	議案第1号 蘭	越町ふるさとの丘キャンプ場設置及
	75	管理条例
日程第6	議案第2号 蘭	越町国民健康保険税条例の一部を改
	正	する条例
日程第7	議案第3号 蘭	越町ふれあいの郷の設置及び管理に
	関	する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第4号 工	事請負契約の締結について(御成橋
	橋	梁補修工事)
日程第9	議案第5号 工	事請負契約の締結について(交流促
	進	センター幽泉閣温泉熱利用改修機械
	記	備工事)
日程第10	議案第6号 工	事請負契約の締結について(貝の館
	改	修工事)
日程第11	議案第7号  令	和3年度蘭越町一般会計補正予算
	(	第2号)
日程第12	議案第8号 令	和3年度蘭越町国民健康保険特別会
	計	補正予算(第1号)
日程第13	議案第9号 令	和3年度蘭越町簡易水道事業特別会
	計	補正予算(第1号)
日程第14	議案第10号 令	和3年度蘭越町農業集落排水事業特
	別	会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第11号 令	和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業
	特	別会計補正予算(第2号)
追加日程		

日程第16	議案第12号	令和3年度蘭越町一般会計補正予算
		(第3号)
日程第17	請願第1号	蘭越町に放射性物質等を持ち込ませな
		い条例制定を求める請願
日程第18	意見書案第1号	自治体財政の充実・強化に関する意見書
日程第19	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について(令和
		2年度蘭越町一般会計予算)
日程第20	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について(令和
		2年度蘭越町簡易水道事業特別会計)
日程第21	報告第3号	繰越明許費繰越計算書について(令和
		2年度蘭越町農業集落排水事業特別会
		計)
日程第22	報告第4号	計) 令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭
日程第22	報告第4号	
日程第22	報告第4号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭
日程第22 日程第23	報告第4号 報告第5号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況につ
		令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭 越町個人情報保護条例の運用状況につ いて
日程第23	報告第5号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について 例月出納検査結果報告
日程第23	報告第5号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭 越町個人情報保護条例の運用状況について 例月出納検査結果報告 閉会中の継続調査申出書(総務文教常
日程第23日程第24	報告第5号 承認第1号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について 例月出納検査結果報告 閉会中の継続調査申出書(総務文教常任委員会)
日程第23日程第24	報告第5号 承認第1号 承認第2号	令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について 例月出納検査結果報告 閉会中の継続調査申出書(総務文教常任委員会) 閉会中の継続調査申出書(経済建設常

〇議長(冨樫順悦) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和3年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和3年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、 お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係及び新聞社の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

- ○議長(冨樫順悦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番柳谷議員、10番熊谷議員を指名いたします。
- ○議長(富樫順悦) 日程第2、会期の決定を議題とします。議会運営委員長からお諮り願います。8番赤石議員。
- ○8番(赤石勝子) 令和3年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日、17日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は、閉会と することにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

〇議長(冨樫順悦) お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日17日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は、閉会することに決定しました。

○議長(富樫順悦) 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

〇町長(金秀行) おはようございます。

第2回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第2回蘭越町議会臨時会が開催されました4月23日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

3ページ、5月31日、月曜日、9時から、この日は医療法人社団静和会昆布温泉病院の任田事務長が来庁され、同会からの要望書を受け取りました。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、重油等の燃料単価が高値で推移しており、経費の増大による厳しい経営が続いているとの報告を受けたところです。また、昨今の介護人材の確保について意見を交換したところでございます。

昆布温泉病院は、町内唯一の病床をもつ病院で、町民の医療・介護に大きな役割を果たしていること、また地域の貴重な雇用の場所でもあることを鑑み、本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと考えております。

6月3日、木曜日、11時30分から、社会福祉法人蘭越厚生事業団の本間理事長と特別養護老人ホームー灯園、大迫施設長ほかが来庁され、重油等の燃料単価が高値で推移しており、経費の増大による厳しい経営が続いているとの報告を受けたところでございます。また、現在の施設の状況について報告を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、昨年はお亡くなりになる利用者が多く、また入所待機者が減少しており、大変厳しい経営状況であることの報告を受けたところです。

また、同会は、町内で唯一の特別養護老人ホームを経営し、グループホームらんこしの指定管理を受けていることから、町民の安心のため、 こちらも本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行 いたいと考えてございます。

同じく6月3日、木曜日、13時から、この日は北海道信用金庫蘭越支店の前川支店長が来庁され、北海道信用金庫が創立100周年を迎えるに当たり、記念事業として一般財団法人北海道信用金庫ひまわり財団から社会福祉向上のために使っていただきたいと50万円の寄附の申し出があったところでございます。

6月8日、火曜日、9時から、この日は蘭越町商工会佐藤会長ほか役員が来庁され、新型コロナウイルス緊急事態宣言が延長され、経済活動の停滞による飲食店を始めとし、他の業種まで深刻な影響を及ぼしていることから6点の新型コロナウイルス対策事業要望書の提出を受けたところでございます。

また、同じく6月8日、火曜日、18時30分から、この日は蘭越高校を地域とともに考える会総会を会員29人の参加により開催をいたしたところです。

総会では、令和2年度の事業や助成制度、支援活動により、今年度の入学者が17名となったこと、今年度の事業計画としては、高校の魅力化支援、蘭越中学校の進学率向上対策、町外からの入学募集活動などを説明し、承認を受けたところです。

また、蘭越高校藤田校長からは、今年度から始まった遠隔授業配信事業について、大学進学等の希望に応える、北海道高等学校遠隔授業配信センターからの質の高い授業提供の説明がございました。

また、蘭越中学校久米校長からは、5月現在の3年生の進路希望調査で蘭越高校を第1志望にした生徒が13名、第2志望が6名との報告がございました。

いずれにいたしましても、入学者の確保は厳しい状況が続きますので、 道立高校としての維持を町、教育委員会、高校、関係機関が連携して進 めていくことを確認いたしたところです。

会員からは、町民に蘭越高校を見て、知ってもらうことが大事という 意見が出されましたので、今月21日から始まる高校の授業公開を本会 員や団体等に周知するよう担当に指示したところでございます。

6月9日、水曜日、15時から、この日は4月28日に蘭越町農業委員会から提出のありました、持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言について、蘭越町農業委員会振興・農政専門委員会との意見交換を行いました。この提言書は、遊休農地の発生防止・解消を最重要課題と

位置付け、担い手への農地利用の集積、集約化、新規参入の促進を図るため、振興作物、担い手対策、人・農地プランの3項目について提言されたものであり、今後、ますます需要が高まるであろう農地の受け手への負担軽減、新規参入や親元就農への支援、農地を遊休化させないための施策等、活発な意見が交わされました。今後も継続して農業者の代表である農業委員会との意見交換を行い、蘭越町農業の振興のために具体的に何ができるのか、何をすべきかを検討してまいりたいと考えてございます。

6月11日、金曜日、9時から、この日は農業農産基盤整備事業期成会向山会長ほかが来庁されまして、基盤整備の推進と字鮎川の土取場からの客土を使用させていただきたいとの要望を受けたところでございます。

基盤整備事業の客土事業に使用する土は、事業実施する地域で対応することを基本としております。今まで各地区で土取場の確保に苦慮しながらも対応されておりました。今後も地区での最大限の努力が前提と考えておりますが、町財産である鮎川の土取場使用に関しては、既に事業に取り組まれている地区との公平感や費用負担等など、期成会との協議が必要と考えております。今後、地域の実情や地域の声を踏まえ、各地区の期成会代表者で組織する道営農地整備事業連絡協議会において、協議を行うとともに、事業実施主体である北海道の意見を伺い、検討していくことを確認をいたしたところでございます。

同じく6月11日、金曜日、10時から、蘭越町社会福祉協議会会長が来庁されまして、これまでの新型コロナウイルスのワクチン接種従事者等への感謝と今後のワクチン接種の加速化と充実について要望書の提出を受けたところでございます。

次に、蘭越町まちづく的応援大使の新規委嘱について、御報告を申し上げます。

まちづくり応援大使については、令和元年11月に本町の観光アドバイザーである大阪観光局理事長の溝端宏さん、HBCラジオ、パーソナリティーの斉藤こずゑさん、元アルペンスキー選手で冬季オリンピックに4度出場された木村公宣さんの3名を委嘱し、日常の活動の中で、町の魅力の紹介やPR、町のイメージアップに積極的に協力していただいておりますが、この度、札幌市在住の照井レナさんを新たにまちづくり応援大使に委嘱いたしたいと考えております。

照井さんについては、御存じの方もいらっしゃると思いますが、平成5年度から平成11年度までの7年間、本町の保健師として勤務をされております。その後、看護学校の教職に転向され、札幌市立大学助教や旭川医科大学教授を歴任、現在は小樽商科大学大学院で経営学を専攻される傍ら、札幌市内の介護施設で認知症ケアを担われております。

また、先般5月17日、北海道新聞、ひと2021で掲載をされました、札幌駅前通株式会社が企画した市民プロジェクト、人体改造カブ式会社のリーダー、シャチョーとして、札幌駅前地区で働く方や住民の健康づくりに取り組まれており、昨年秋から、新たに札幌市中心街に居住されている高齢者から体験を聞き取り、文章にまとめる活動を展開されております。

既に照井さんより、委嘱に係る同意は得ておりまして、緊急事態宣言 解除後に委嘱するよう執り進めたいと考えております。

照井さんには、まちづくり応援大使として積極的な活動を期待しているほか、本町が進める保健・医療・福祉事業にも、その豊富な見識で御指導・御助言をいただきたいと考えております。

以上、まちづくり応援大使の新規委嘱についての行政報告を終わ ります。

次に、令和2年国勢調査の速報値について、6月1日に北海道から公表されましたので、御報告を申し上げます。昨年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査ですが、大正9年の調査開始以降、5年ごとに調査が実施され、今回が21回目の調査となります。

令和2年度国勢調査による本町の人口は4,573人で、前回の 平成27年国勢調査4,843人に比べ、270人の減少、5.6% の減で、昭和25年国勢調査1万3,944人以降、人口減少が続い ております。

男性の人口は2,197人で、前回調査2,322人に比べ、125人の減少、5.4%の減、女性の人口は2,376人で、前回調査2,521人に比べ、145人減少、5.8%の減でございます。世帯数は298世帯で、前回調査2,086世帯に比べ、12世帯の増加、0.6%の増となっております。

本町の人口減少率ですが、昭和55年以降では平成12年国勢調査3.6%の減に次ぐ低い率となってございます。

これは、町が人口減少対策として取り組んでいる移住・定住事業

や医療費・給食費の助成などの子育て支援、高齢者福祉事業などの各種施策についても、一定の効果があり減少の抑制に繋がったものと考えております。また、北海道新幹線トンネル工事の作業員の宿舎が町内にあることなども減少を抑えられた要因として考えておりございます。

なお、総務省統計局が今月下旬に公表を予定している速報値や、本年11月に公表を予定している確定値とは、必ずしも一致しないことがありますので、御了承を願います。

以上、令和2年国勢調査の速報値についての行政報告を終わります。

次に、5月16日から17日にかけて、降雨による農業被害について報告をいたします。

16日朝から降り出した雨は、翌17日の朝にかけて降り続け、 
蘭越アメダスによる24時間降水量が57.5ミリとなりました。

この雨により、17日末明に黄金地区の水田の畦畔の一部が幅約 15メートル、奥行き5メートル、高さ約7メートルに渡り崩落したとの報告を受け、私も後志総合振興局産業振興部松本農村振興課長とともに現地を確認したところでございます。

現地では、畦畔の一部が崩落した水田及び土砂が流入した水田が、 一部作付不能の状態となっており、また用水路については土砂により埋没し、通水が困難な状況となっておりました。

被害の内訳でございますが、被害農家戸数2戸、崩落により作付不能となっている水田面積は約10アール、埋没し被害を受けた用水路延長が約20メートル、その用水路に伴う水田の受益面積は2. 37ヘクタールとなってございます。

用水路につきましては、田植え作業が喫緊に控えており、緊急性を要することから撤去作業を実施し、原状復帰に至っております。

なお、崩落した法面等の改修等については、補助事業を活用し、実施を検討してございます。

以上、5月16日から17日にかけての降雨による農業被害についての行政報告を終わります。

次に、6月10日現在の農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況についての御報告を申し上げます。

これまでの気象概況ですが、4月から5月にかけては、寒気の影

響を受けるなど、曇りや雨の日が多く、直近30日間の降水量は、平年を大きく上回り、日照時間は平年を下回ってはいるものの、平均気温は、平年をやや上回っていたことから、作物全般の生育はおおむね順調に進んでおります。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稲は、移植作業は順調に進み、5月末にはおおむね終了しております。

移植後の生育は順調で、後半は降雨、曇天の気象状況ではありますが、気温が下がらなかったことから活着は良好とのことで、6月に入ると気温も上がり、日照にも恵まれたことから葉色も濃く、生育は順調とのことでございます。

アスパラは、4月下旬から5月上旬の低温により生育が進まず、受入れ開始は前年より4日遅い5月11日からとなっております。 受入れ状況については、気温の上昇とともに増加傾向となり、品質は赤根があるものの秀品率が高い状況で推移しているとのことでございます。

販売状況は、ハウス栽培での出荷が5月中旬におおむね終了し、 露地栽培は低温と、一部産地では霜害のため、出荷量が極端に少なく、市場販売では前年よりキロ当たり300円程度高い価格で推移するなど、堅調な価格のスタートとなりましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令の影響から、外食需要が減少し、特にホワイトアスパラについては、レストラン、土産などの需要の減少から、市況は弱含みな展開へとなることが予想され、販売環境は厳しい状況で推移しているとのことでございます。

いちごは、現況では生産者2戸での出荷となっております。受入れ数量は63キロで、前年同期の24キロから増加しており、販売環境も前年同様、大1パック500円で推移をしております。

メロンは、定植及び生育はおおむね順調に推移しているとのことで、出荷開始は今後の天候に左右されますが、昨年より若干遅い、7 月中旬の出荷見込みになるとのことでございます。

トマトについても、定植及び生育はおおむね順調に推移しており、 出荷開始は昨年より若干遅い、6月下旬の見込みとのことでござい ます。

畑作物についてですが、豆類は天候の影響により作付けが遅れているとのことですが、小麦、馬鈴薯は、おおむね順調に推移している

とのことです。

以上、農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況について の行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号については、蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び 管理条例の議決をお願いするものでございます。

現在、ふるさとの丘リンリン公園内のパークゴルフ場跡地を利用したオートキャンプ場の整備を進めており、7月中旬に完成する予定であることから、蘭越町ふるさとの丘リンリン公園の設置及び管理に関する条例を廃止し、蘭越町ふるさとの丘キャンプ場の設置及び管理条例を新たに制定させていただくものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の議決をお願いするものでございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱いが示されたことに伴い、 感染症の影響による減免の特例について、所要の改正が必要なこと から、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第3号については、蘭越町ふれあいの郷設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

今年度から、蘭越町ふれあいの郷に係る指定管理者を一般社団法人蘭越町観光物産協会に指定しておりますが、消費物価が上昇している状況で、長年据置きされてきた料金体系では施設管理に支障をきたすため、また、繁忙期や閑散期、連泊者への柔軟な対応をすべく、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号については、御成橋橋梁補修工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

御成橋橋梁補修工事は、6月4日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額1億4,487万円で、佐藤・石田・高橋経常建設共同企業体、代表者佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第5号につきましては、交流促進センター幽泉閣温泉熱利用改修機械設備工事請負契約の締結について、議決をお願いするもの

でございます。

交流促進センター幽泉閣温泉熱利用改修機械設備工事は、6月4日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額2億790万円で、池田・長澤・有我特定建設工事共同企業体、代表者池田暖房工業株式会社、代表取締役社長池田薫を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第6号につきましては、貝の館改修工事請負の締結について、 議決をお願いするものでございます。

貝の館改修工事は、随意契約により、金額5,940万円で瀬尾・ 菅原特定建設工事共同企業体、代表者瀬尾建設工業株式会社、代表 取締役社長瀬尾孝志を契約の相手方として工事請負契約の締結をい たしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第7号につきましては、令和3年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ1億2万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費につきましては、一般職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

議会費では、人件費の増で、319万8,000円の追加。総務費 では、二連ガレージ176万円。施設解体撤去手数料150万7,0 〇〇円。旧湯里小学校屋根等修理ほか420万7,〇〇〇円。消費喚 起対策事業プレミアム商品券補助金690万円。子育て世帯生活支 援特別給付金275万円など、人件費の増減と合わせまして2,8 40万2,000円の追加。民生費では、国民健康保険特別会計繰出 金745万4,000円の減。一灯園及びグループホームらんこし 燃料費等助成事業補助金196万円など、人件費の増減と合わせて 1,133万6,000円の減。衛生費では、昆布温泉病院燃料費等 助成事業補助金120万円。昆布診療所診療業務委託補助金1,8 〇〇万円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金584万3,〇〇〇 円など、人件費の増減と合わせまして2,974万9,00円の追 加。農林水産業費では、強い農業担い手づくり総合支援事業補助金 1, 572万6,000円。畑作構造転換事業補助金1,159万 4,000円。農業集落排水事業特別会計繰出金986万6,000 円など、人件費の増減と合わせまして5,147万1,000円の追 加。商工費では、森と木の里センター室内外壁修理ほか361万8,000円。人件費の増減と合わせまして11万5,000円の追加。 土木費では、人件費の減で487万3,000円。教育費では、学校施設補修業務委託料135万円など、人件費の増減と合わせまして329万6,000円の追加となり、歳出総額1億2万2,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金504万円の追加。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金275万円。畑作構造転換事業補助金1,159万4,00円。強い農業担い手づくり総合支援交付金1,572万6,000円。中山間地域農業推進対策交付金200万円。プレミアム付き商品券発行支援事業補助金230万円など、合わせまして歳入総額1億2万2,000円を充当いたすものでございます。

議案第8号につきましては、令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ745万4,000円の減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、一般職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございまして、合わせて745万4,000円を減額するもので、歳入につきましては、一般会計繰入金745万4,000円を減額するものでございます。

議案第9号につきましては、令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ580万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、道道北尻別蘭越停車場線水道管布設替工事設計委託料580万円。歳入については、町債580万円を追加するものでございます。

議案第10号につきましては、令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1,586万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費については、一般職員に係る職員 手当等、共済費の増でございます。このほか、蘭越地区農業集落排水 処理施設汚泥乾燥設備ボイラー取替修理1,573万円。歳出総額 1,586万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金986万6,000円の追

加。前年度繰越金600万円の追加。合わせまして1,586万6,000円を充当いたすものでございます。

議案第11号につきましては、令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ678万6,000円の減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、一般職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の減額でございまして、合わせまして678万6,000円を減額するもので、歳入につきましては、宿泊料160万円の減額。日帰り食事料ほか348万6,000円の減など、歳入総額678万6,000円を減額するものでございます。

次に、本日、追加議案として提出させていただきます議案第12号については、令和3年度蘭越町一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ378万円の追加をお願いするものでございます。

歳出については、蘭越町緊急経営対策融資事業補助金300万円。 新型コロナウイルス感染症対応サポート事業補助金78万円。合わ せまして歳出総額378万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨 時交付金378万円を充当いたすものでございます。

次に、報告第1号につきましては、令和2年度蘭越町一般会計予算第3条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書を もって、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて御報 告を申し上げるものでございます。

報告第2号については、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算第2条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告第3号につきましては、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算第2条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告第4号につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護条例第39条の規定に基づきまして、令和2年度の運用状

況を報告申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、提案説明の時に担当課長から説明を いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろ しく御審議をお願い申し上げます。

〇議長(富樫順悦) これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長(冨樫順悦) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番金安議員、質問席へ着席願います。

2番金安議員。

〇2番(金安英照) おはようございます。2番の金安です。

私からは、らんらん号の祝日運行についてお尋ね申し上げます。

本町の交通体系に欠かすことのできないらんらん号の運行に関しまして、昨年は増便されたらんらん号運行の検証について、それ以前もデマンドバスへの提案、JRのダイヤ改定に伴う乗入れなど、らんらん号については、毎年のように一般質問が挙げられております。

利用される町民皆さんの要望を全て叶えることは、大変難しいことでありますが、利便性向上のためには、ニーズに合った飽くなき試行錯誤の繰返しと、その積重ねも大切なのではと感じております。そこで、現状は平日のみ運行されているらんらん号について、祝祭日にも運行することはできないものでしょうか。

何らかの条件付きでも運行できないものかをお伺いいたします。 よろしくお願いいたします。

〇議長(冨樫順悦) 金町長。

○町長(金秀行) 金安議員のらんらん号の祝日運行についてのご 質問にお答えをいたします。

らんらん号については、当初、町内の医療機関を受診する方を対象に運行しておりましたが、買い物や温泉施設を利用する際にも乗車したいという地域住民からの要望がございまして、平成24年4月からは乗車に係る条件を緩和して生活交通バスらんらん号として運行をいたしてございます。

そのような経緯から、医療機関が午後から休診となる土曜日、日曜・祝祭日を除く1月4日から12月30日までをらんらん号の運行日としております。

また、平成30年度からは、蘭越・港間を運行していた町有バスを 統合し、町内5方面をそれぞれ週2回から3回に増便し、利用者の 利便性の向上を図っているところでございます。

議員からご質問のらんらん号の祝祭日の運行についてでございますが、らんらん号の利用実態を把握するために、令和元年10月から11月にかけての1か月間、利用者181人を対象に、運転手の間き取りによるアンケートを実施をいたしております。週2回から3回への増便については満足が91%、少ないが7%、今後の運行方針については現状維持が78%、増便希望が9%という結果になっております。

一方で、らんらん号を利用されている方の祝祭日の利用希望について、これは現在、把握しておりませんので、どの程度、需要があるか等利用者をはじめ、広く再度アンケートを実施して、潜在的なニーズを把握したいと考えております。

そのアンケートで得られた結果を基に、祝祭日の利用希望が一定程度ある場合につきましては、利用者の希望に沿った対応も必要と考えております。らんらん号は、現在、会計年度任用職員2名と業務委託による3台体制で運行しておりますので、祝祭日における運転手の確保や運行日、便数、それに伴う経費等も勘案しながら、祝祭日の運行を検討していきたいと考えておりますので、御理解を願いた

いと思います。

いずれにいたしましても、公共交通の整備は地域の要でございます。持続可能なまちづくりを進めていくためには、隈なく町内の移動が可能な交通ネットワークの構築が重要であると認識をしておりますので、引き続き、らんらん号をはじめとする地域公共交通の維持・確保・改善に努め、状況に応じてデマンド交通などの導入も検討をしながら、利用者の利便性に配慮した交通手段の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

## ○議長(富樫順悦) 金安議員。

**〇2番(金安英照)** 実は、先月、今月と相談を受けましてですね、 その内容というのは、このゴールデンウイーク期間中、どこにも行けずにですね、恥ずかしい話、食糧が尽きてしまったという、大変惨めな思いと、本当に今までその感じていなかった、死ということを考えたっていう方の相談だったんですね。

それと、あと、つい先日、12日の土曜日の日だったんですけど、 お越しになられた方の話でですね、いわゆる足がない者にとっては、 連休が来ると思うと憂鬱だと、連休が嫌いということなんですね。

今、離れて暮らす家族とも、今、なかなか会えないと、だから家にいても、コロナのことばっかりでおかしくなりそうだと、そうなると、今度、まわり、車のある人たちのことを気になったりし始めて、だんだん不安になったりとかですね、なんですかね、嫉妬じゃないですけどね、妬んだりなんだりしちゃうようになっちゃうみたいなってすね。思い切って、自分も休みの日にぶらっと出て行ってみたいなという話も、この間、聞いていたんですけども、お恥ずかしい話ですが、私も車も運転するものですからね、この度はもう思いや状況をお聞かせいただいて、これは切実な問題だなって、大変痛感いたしました。

おおげさな話ではなく、冷蔵庫の中のね、食糧が尽きたとか、そういう惨めな思いや不安な思いをですね、この町の方々に慟哭させてはならない、畏怖の念を抱かせてはならないと感じております。総じて、独居老人の方、交通弱者の方、共通のお悩みどころは、この連体の過ごし方、自分だけが取り残されているのではないのかという不安が非常に強いということ、また、そういう方が結構いらっしゃるのではないかなと懸念いたしております。そういう方々に対して、町長からの見解があればお願いいたします。

#### 〇議長(冨樫順悦) 金町長。

○町長(金秀行) 再質問にお答えをいたしたいと思います。

議員から非常に切実な町民からの思いをですね、今、お話を伺った ところでございますが、御存じのとおり、現在、蘭越町の町内交通機 関というのは、らんらん号のほかにですね、こぶしハイヤーですと か、JRなんかもそうなんですが、あと、ニセコバスによる福井線と か雷電線、そういうものが運行をしております。また、要介護者を病 院等に搬送する福祉輸送とか、現在、社会福祉協議会が65歳以上の 世帯を対象に実施する買い物支援サービス、そういう部分もありま す。非常に在宅サービスの交通、いろんな手段としてはですね、いろ んなものがあるのではないかなというふうには考えております。町 としても、今年度から統合福祉ハイヤー料金扶助という部分の中で、 これまで分けていたものを統一してですね、距離に応じてそういう ハイヤーを利用できる、そういう事業も進めているところでござい ます。議員に相談をされた方々が、非常に交通弱者という部分でござ いますので、その方々が町のいろんな制度とか、その団体に関わる制 度、そういうものを利用される、そういう周知も含めてですね、町の ほうでは、また引き続き、行っていかなければならないということも ございますし、らんらん号を祝日利用したからそれが解消するかと いうことにもなかなか、やはり難しい部分があると思います。ただ、

議員からのご質問にあったとおり、私どもとしては、そのらんらん号が祝日運行するということに関しては、再度、利用者の皆さんからアンケートをとってですね、その方々が多いという部分であれば、内部で十分、今後の対応については検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、交通弱者の方々、足の確保というのは、本当に大変なことだと思います。それと併せてコロナ禍という部分の中で、なかなか外に出る、そういうものを我慢をしている方々ということもかなりいらっしゃるんだなというふうに感じているです。そういう意味で、ワクチンを早く接種をしながら、そしいううな通弱者の方々のいろんな町の制度、そういうものも対策を講じていける、そういうことが必要であるというふうには認識しておりますので、今後、内部でも十分検討しながら進めてまいりたいと思います。御理解をお願いいたします。

# 〇議長(冨樫順悦) 金安議員。

金安議員、マスク外してよろしいですよ。

#### ○2番(金安英照) 是非、よろしくお願いいたします。

らんらん号のね、原点を振り返りますれば、病院を受診される方、限定でスタートされた事業と承知いたしておりますが、時代の変遷、皆さんの要望とともにリロードされて、現在のスタイルとなっている訳でございます。コロナ後の私たちのライフスタイルを考えますれば、従来どおりにはいかない生活様式の変化がこれから重要視されるんじゃないかなと思うんですね。そういう中で、そういう意味で、らんらん号の、例えば、月曜から金曜に当たる祝日、例えば、午前中だけですとか、そういう運行がね、より新たな取組になっていただければなと思うところでございます。やはり、あと、例えば、町の商店の売り出しの頃に祝日がぶつかったりとか、行けないなという方もいらっしゃると思いますのでね、そのへんも御検討いただけ

ればなと思います。なにより食糧がね、もう尽きたみたいなことが 二度と起こらないようにですね、土日の分もしっかりお買物されて、 良い週末を、連休を、皆さんに過ごしていただきたいなという、そう いう願いを込めて質問させていただきました。ありがとうございま す。

最後になりますが、先ほど、町長申しておりましたとおり、交通ネ ットワーク、高齢者の移動手段の確保ですとか、免許返納者の件で すとか、これらのことについても毎回、必ず質問に挙がっておりま す。多方、町内ではですね、いいよいいよって、乗っていきなさいよ って、気さくに声をかけて、買い物でも病院にでも連れていってく ださるお父さん、お母さんっていうのは、どの地区にもいらっしゃ っております。そういう方に享受といいましょうかね、マインドに 敬服しながらですね、互助しあう相互扶助の観点からも移送形態が 確立されればいいなって感じております。漠然としてね、うまく申 し上げづらいんですけれども、自治体と社会福祉法人ですとか、そ れから例えば、新たにですね、輸送を担うNPO法人などができた りして、住民のドライバー登録なりをしていただいてですね、例え ば、仮にらぶちゃんドライバーなんかみたいなのを発足してですね、 後々この広い町内をね、カバーできるような蘭越スタイルみたいな ものの確立につながればと願ってやみません。改めて今後の展望な どをお聞かせ願いまして、終わりとさせていただきます。よろしく お願いいたします。

#### 〇議長(冨樫順悦) 金町長。

#### 〇町長(金秀行) お答えしたいと思います。

非常に交通弱者の方々、切実な思いだということで、これを町としても、なんとか改善を図ることは必要だという、そういう認識は持っております。そのような中で、まずらんらん号に関しては再度、利用者の皆さんからお話をお聞きして、その中でまず次の方向性に

向かうべき検討をしたいというふうに考えておりますので、らんら ん号については、その部分で御理解をいただきたいというふうに考 えております。また、町の地域公共交通、このネットワークをきちっ と図るということは大変大切なことだと思ってます。福祉部門に限 らず、これから観光の部分も含めながらですね、いろんなその交通 ネットワークを推進するということは必要でございます。ですので、 ただ町だけの力ではなかなかその部分はできないというふうに考え ております。今、議員からお話があった、そういうNPO法人とかで すね、地域の方々が相互扶助という部分の中で、その福祉部門につ いて少しでも担っていただける、そういうことも非常にありがたい なっていうふうに考えております。それを行うためには、やはり、そ ういう、もし仮に事故とかなんかあった時、そういう部分の何か対 応とか、そういうものもきちっと、まず協議しながらですね、お互い そういう部分の中で、協力体制をとりながら推進できれば、大変あ りがたいなというふうに考えております。私も今、いろんな部分の 中で、町内にはらんらん号、さらにはJRの問題、バス、いろんな町 内のその公共交通部分をですね、もう一度、きちっと見直す、ハイヤ ーも含めて、そのことが必要であるなというふうには考えておりま す。町にとって、今はJRがあって、接続きちっとできる体制のらん らん号を行っておりました。ただ、一説、そのいろんな人の話を聞く とですね、観光面からいくと、なかなかいろんな町内を回るという こともできないという話がありますので、きちっとその福祉、観光、 そういう行政を推進していく部分の中で、町民がそういう利便性の 良い、そういう交通体系、これが必要だということも含めて考えて おりますので、このへんのところは、すぐにという解決はできない 部分がありますが、内部できちっと、今の現状行っている事業等も 検証しながらですね、次に施策としてできることがないのか、それ とか、いろんな連携をした部分の中でできないのか、そういうこと を内部で検討しながら、また、先ほど議員がおっしゃってくれた、非 常に素晴らしい案もございますので、そういう部分を検討して、よ り良い次の段階にいけるよう努力してまいりたいというふうに考え ておりますので、御理解を願いたいと思います。

- 〇2番(金安英照) 終わります。
- ○議長(富樫順悦) これをもって、金安議員の質問を終わります。 これにて、一般質問を終了いたします。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は、11時10分といたします。

- 〇議長(冨樫順悦) 再開いたします。
- ○議長(冨樫順悦) 日程第5、議案第1号蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第 1号蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条例の制定について、 御説明申し上げます。

本条例は、現行の蘭越町ふるさとの丘リンリン公園の設置及び管理に 関する条例で設定しているリンリン公園内の旧パークゴルフ場跡地を利 用し、新たなオートキャンプ場を整備することから、既存のキャンプ場 とオートキャンプ場を統合させたかたちで管理すべく、新たな条例とし て制定させていただくものです。

それでは、1ページを御覧願います。

第1条は条例制定の趣旨で、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく公の施設の設置及び管理に関する事項を、この条例で定めるものです。

第2条は設置についてで、多くの方に蘭越町の豊かな自然環境を体験

することで蘭越町の魅力を知ってもらうため、キャンプ場を設置するも のです。

第3条は名称及び位置を別表1に記載したとおり、蘭越町字相生25番地1ほかとするものでございます。

第4条は使用料で、3ページを御覧願います。別表2に記載したとおり、既存のバンガロー、テント床のほかに、新たにオートサイト電源付きを5,000円、タープの使用料をテントと同じ520円。また、シャワー室の使用料は、前回110円から200円と変更し、新たにランドリー室を設け、洗濯機と乾燥機を設置いたしましたので、こちらの使用料を洗濯機が200円、乾燥機が300円と設定いたしました。1ページへお戻りください。

第5条は使用料の減免で、公益上、その他特別な理由により必要と認める場合、使用料を減免できるよう設定しております。

第6条は使用者の遵守事項で、詳細は規則で明記しておりますが、キャンプ場管理人の指示に従い、秩序ある行動に努めることと明記しました。

第7条はキャンプ場の設置目的を効果的に達成することが可能な場合に、指定管理者制度を利用できるよう定めており、第2項において、その指定管理者が料金を収受させることができると定めるものです。また、第3項で、その際の料金は本条例に準じて定めるものとします。

第8条は指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合、次のページになります。その業務の範囲は予約業務、利用料金の徴収、キャンプ場の維持管理と定めるものでございます。

第9条はキャンプ場の行為の制限は、競技会、展示会及びその他これに類する催しのためにキャンプ場全部又は一部を独占して利用する場合は、町長の許可を受けるものとしております。第2項から第5項はその詳細を定めております。

第10条は9条で許可を受けた場合の占用期間が満了した場合の 現状回復を明記しております。

11条は利用者が施設又は附属物等をき損した場合の賠償の定めです。

12条は委任につきまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布日から施行するものです。また、蘭越町ふるさとの丘リンリン公園の設置及び管理に関する条例の廃止と、廃止に伴う経過措置として、みなし規定を明記しております。 以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

3番田村議員。

- **○3番(田村陽子)** 3番田村です。三つお伺いしたいと思います。
- 一つ目は、指定管理者による管理ということの施設ということですけれども、そこを指定管理者を決定するまでの具体的なスケジュール、7月末のオープンだということだと思うんですけれども、どういうふうになって、その透明性はどうなっているのかなというところを一つ。
- 二つ目は、利用料金の設定のいわゆる根拠ですよね。新しくオートサイト1区画5,000円ということですけれども、これの設定の基準というか根拠、お願いいたします。

それと、三つ目は指定管理者に管理していただくということになると、そこの料金なんかも、施設を整備、整える、町が整え、施設を、利用料金は指定管理者の収受になるということだと思うんですけれども、これによって、つくることによって、町に、知ってもらう、魅力ある町を知ってもらうということはプラスになるとは思うんですけども、具体的に町への収入というか、そこのところの、なんと言うんですか。どれぐらいあったりするのかなというところ、考えていらっしゃるのかなと。ふるさとの丘じゃなくて、道の駅がそばにあるとは思うんですけれども、そこの収入とかも連動してアップすることを期待されているとは思うんですけれども、そこについての三つをお願いいたします。

〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) 田村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理者の関係なんですけども、今現在、具体的には 指定管理者というのは全く決まってなくてですね、今後、キャンプ場を 運営していく中で、キャンプ場を指定管理したいという希望となったこ とを考慮いたしまして、今回、本条例を適用できるようにと考えさせて いただいております。まだ実際、指定管理するということは全く決まっ てません。今後のことを検討していく、もしそうなったらということに なってます。

まず、利用料金の設定の根拠なんですが、2番目の。これは一応、ほかの施設、他の施設とも比較いたしましてですね、今回、新たにオートキャンプ場サイト使用料5,000円となってますけども、ほかの施設はだいたい4,000円から5,000円、6,000円のところもございます。ですが、ほかの施設はですね、入場料ということで1人約1,000円、ほとんどの施設がかけているようなかたちなので、そのへんは蘭越町としては、ほかの施設よりも安くということで5,000円、サイト5,000円のほかに入場料は取らないというかたちで安く、他の施設よりも安く設定させていただいてます。

3点目なんですけども、先ほど、指定管理者の関係の今後の維持ということなんですけども、今現在で、もし指定管理になったらというかたちなので、まだその深い維持管理のほうは、まだうちのほうでは検討していないので、御理解いただければと思います。

#### 〇議長(冨樫順悦) 田村議員。

**O3番(田村陽子)** 一つ目は、指定管理者を、管理を行わせることができるということで、今現在は町が直でやるという方向だということは理解いたしました。

二つ目の料金設定に関してですけれども、ちょっと調べると黒松内なんかでもけっこうな区画があって、1区画2台停めれたり、それで2,50円とかの価格なんですよね。黒松内で、すぐお隣でそういう価格設定で1区画に2台停められると、そこのところの、一番の近場で黒松内ですけれどもね、ちょっと調べた感じで、蘭越で5,000円で1区画1台ということで、どうしても比べると、黒松内のほうにまず行かれるの

ではないかなという、ちょっと利用のね、金額をこの設定でこれで大丈夫なのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、それでちょっと質問させていただきました。1区画2台停めれるスペースは、やっぱりちょっと、たぶん取れなかったんだろうなとは思うんですけれども、この入場料は取らないということと含めてということでしょうが、ちょっと黒松内の価格とのこの差がちょっとあるんじゃないかなという懸念をしております。

三つ目ですけれども、もうちょっと、水上課長の中では道の駅のほうの利用に関してはプラスになるのではないかなということは、ちょっと答えとしては無かったんですけれども、そこのところをどうオートキャンプ場を利用した方が、すぐそばの道の駅を利用していただけるようなことを、つくりを、仕組みを考えていらっしゃるのかなという、それでプラスに、道の駅の収入のプラスになるというふうなことがセットで、やっぱり行われてほしいなと考えてますので、そこのところのちょっともう少し具体的なお考えがあればなと思っております。ちょっとそこのところどうか。

- 〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- ○商工労働観光課長(水上昭広) 田村議員の質問にお答えいたします。 道の駅の関係の売上げの関係なんですけども、やっぱりキャンプ場を利用していただいている方に、やっぱり今、考えているのが、今までは農産物の販売、あとは今後、今、小樽の業者とも検討してるんですけども、 例えば、 肉類とかですね、 そちらの長期保存の効く物を商品に取り入れてですね、 そちらの中でキャンプに来て、 利用していただく方もそうなんですけども、 そのほかにプラス、今回、オートキャンプ場を設置することに当たってですね、 キャンプ場のお客様に食材とかですね、 買っていただける物、 そちらをですね、 いろいろ内部で検討しながら販売していきたいと考えておりますので、 御理解いただければと思います。
- 〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- 〇商工労働観光課長(水上昭広) すいません。もう1点の黒松内の料金設定なんですけども、比較なんですが、一応、黒松内のほうは入場料1人

- 1,000円とっているかたちなので、蘭越町は取らないというかたちで、そのへんも配慮させていただきまして、料金設定させていただきました。以上です。
- 〇議長(冨樫順悦) 田村議員。
- ○3番(田村陽子) ふるさとの丘の道の駅での食材、手軽にオートキャンプ場に来て、なんか無いなと思って困った時に使えるような、道の駅、ちょっとコンビニ的な部分もあったりすると、利用する人たちにとっては、やっぱりプラスになるだろうし、それが蘭越町の良さにもなるのかなって思っております。以前も、このオートキャンプ場の補正の話が出た時にもちょっとお願いしましたけども、ふるさとの丘の道の駅のおトイレ問題ですよね。そこも今後、ちょっと常に頭に入れて進めていっていただきたいなと思っております。お手洗いというのは、ちなみに、ここの使用は、お手洗いとか、使用は24時間対応でできるんですよね。キャンプ場の。ですが、道の駅のトイレというのは、別な意味でもプラスになる重大なものだと思いますので、そちらのほうもちょっとオートキャンプ場と一緒に考えていっていただきたいなと思っております。これで最後、一言お願いします。
- 〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- ○商工労働観光課長(水上昭広) 田村議員の御質問にお答えいたします。

十分な、今後の対応として、内部で検討しながらですね、来ていただいたお客様にしっかりとした対応をしていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

- ○議長(富樫順悦) ほかに質疑ありませんか。
  7番難波議員。
- **〇7番(難波修二)** 7番です。重複しないようにお聞きしたいと思います。

従来のずっと奥のほうのキャンプ施設から、この道の駅のすぐ裏の新

しく造るオートキャンプ場までずっと、すごい広い施設になるわけです ね。それで、新しい条例を作って、ふるさとの丘キャンプ場という、そう いうふうにしたいという、そういう提案でございますけれども、管理運 営をして、指定管理じゃなくて、現実的にこれだけの施設を、昼夜も含め てね、やるとすると、管理をどういうふうにしていくのかなというとこ ろが非常に気になるんですよね。従来はおそらく森と木の里センターに 管理人が常駐していたのか、ちょっと詳しくは分かりませんけれども、 やっぱり時間的にも物量的にも相当なスタッフを配置しないと、なかな か難しいのではないだろうか。特に、非常にキャンプブームですから、お そらく利用される方々は、非常にそういうことに精通している方が利用 するという、そういうことに対応していかなければならないので、従来 のようなかたちではなかなか難しいんだろうなというふうに、ちょっと 感じております。それで、この条例を見ますと、古い条例を廃止しちゃう ことによって、例えば、森と木の里センターとか、昔、下のほうにあった、 炊事舎とか休憩舎、かまど舎、トイレ、野外ステージというものが無くな るんですよね。これはキャンプ場に包含するという考え方なんでしょう けれども、そういう様々な施設の管理も含めて、管理人が常駐する場所 をどこかにやっぱり作らなきゃならないのではないかなと、それはやっ ぱり森と木の里センターが一番相応しいだろうと、そこでシャワーもあ るし、ランドリーもあるということになると、そこに常駐させるという ことを、やっぱりこの条例の中で作らなくてもいいのかなと思うんです。 いわゆる旧森と木の里センターは、管理棟ということをするとかでね、 そういうやっぱり対応がきちっと、作ったほうがいいのではないかなと いうふうにちょっと感じたんですけれども、そういうことで、その具体 的な管理の進め方はどういうふうに考えているのかなというふうにちょ っとお聞きしたいなというふうに思います。

昨日、一昨日、現地に行って、ちょっと見てきました。非常にこのまま 完成して芝生がきれいになると相当良くなるんだろうなというふうに思 ったんですけれども、その分だけ管理、例えば、草刈りも含めて相当なも のになるだろうと、そういうことの対応について、十分、配慮をしていっ てほしいなというふうに思うものですから、管理全体の在り方について お聞きしたいと思います。

〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。

**〇商工労働観光課長(水上昭広)** 難波議員の御質問にお答えします。

具体的な管理なんですが、先ほども申しました管理人の関係なんですけども、実際、ふるさとの丘のキャンプ場のほうには常時、管理人が、日中なんですが、従事するというかたちになってますが、今回、オートキャンプ場開設に当たって、日中の管理人の対応は森と木の里センターで、そちらで対応していただくというかたちをとってます。ただ、オートキャンプ場に関しては、一応、夜間も24時間体制でお客様にトイレとシャワーと洗濯室を対応していただくということで、そのへんの関係もですね、監視カメラの設置をさせていただいて、夜間の緊急の徹底を図るというかたちで対応するかたちになります。あとは、例えば、特に一番大変な芝の関係なんですけども、今、町で委託している芝刈り業者のほうにそのまま今後も依頼していこうかなと考えておりますので、御理解いただければと思います。

# 〇議長(冨樫順悦) 難波議員。

**〇7番(難波修二)** もう一度。具体的にどうこうするというところまではいいですけども、もう一回言います。

森と木のセンターという名称も、そのもののこの条例の中にはないわけです。じゃあその管理棟というのはどこにあるのかということをね、やっぱりきちっとしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、それは条例になくても、規則の中で設ければいいのかも分かりません。新しいふるさとの丘キャンプ場の管理棟というのはやっぱりきちっと設けたほうが良いのではないかなというふうに思います。

それから、もう一度言いますけれども、今のお答えですと、夜間は管理人いないという想定をしているということですけれども、大丈夫なのかなという気がしますよね。下のほうにいわゆるバンガローとテント床もありますし、上のオートキャンプ場にテント張る人もいるし、これの総数でいくと満杯になると、相当の人数ですよね。予期しないようなトラブルも含めてね、やっぱり夜間の体制、あのキャンプ場は夜間誰もいないわということで、ほかの施設どうやってるか分かりませんよ。分かりませんけれども、そういうことへの配慮というのは、やっぱり十分考えていったほうがいいかなというふうに思います。

それと、前回の時にも、ちょっと田村議員の道の駅のトイレも含めて400万ぐらいの炊事場をなんかこう設置するぐらいのそういうことでしたけれども、先ほど言いましたように、やっぱりこれだけブームになっている中で、今後も要望にお応えして施設を充実させていくということを怠ってはいけないなというふうに思います。あそこへ行ってみたけども全然だわっていうのは、一回、ロコミでね、広まっちゃうとなかなか回復するのは難しいだろうと、せっかくこれやるわけですから、是非、そういう方向で今後もニーズに応えれるようなキャンプ場にするためには、専門家のアドバイスをもらいながら、やっぱりその管理体制を充実させていくという、そういうことをすることが重要じゃないかなというに思いますので、是非、今後もそういう対応をしていっていただきたいと思うんですけど、改めてお伺いします。

- 〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- **〇商工労働観光課長(水上昭広)** 難波議員の御質問にお答えします。

今、難波議員おっしゃっていただいた夜間の対応というかたち、あとは事故とかこちらのほうが起こらないようにということで、専門家の意見も聞きながらということで、やっぱりそのへんが一番大事だと思いますので、再度、夜間の対応の関係とかも、もう一度申しますけど、専門家のキャンプ詳しい方、ほかの施設の夜間の対応をしているところとか、十分調べましてですね、検討していきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

〇議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条

例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第6、議案第2号蘭越町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長(名越義博) ただいま上程されました、議案第2号蘭越町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上 げます。

今回の改正理由は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険税の減免等を引き続き行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱いが示されたことに伴い、蘭越町国民健康保険税条例において、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の特例について、所要の措置を講ずる必要がありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料①を御覧願います。

新旧対照表により、御説明申し上げます。変更箇所は、アンダーラインを引いてございます。

附則第14項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規定でございまして、附則第14項中、令和元年度分及び令和2年度分を、令和3年度分に、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

概要について、御説明申し上げます。

減免の対象世帯、一部減免される具体的な要件につきましては、変更 ございません。減免の対象ですが、令和3年4月1日以降に納期限が設 定されていることが対象要件であり、令和3年度の国民健康保険税にお いて全期分が対象となります。

次に、3ページを御覧願います。

国民健康保険税の減額につきましては、変更ございません。申請受付時期ですが、国では減免制度を理解していなかった、今年の収入見込みに時間を要したなどが考えられることから、令和4年3月31日まで申請が可能となっております。

財政措置ですが、昨年度は全額国からの補填でございましたが、令和 3年度は、国保財政調整交付金の中の市町村調整対象需要額により算定 され、保険税減免総額が町調整対象需要額の3%以上の場合は、全額補 填1.5%以上3%未満の場合は6割補填、1.5%未満の場合は4割補 填となっております。

参考までに、町調整対象需要額は令和4年1月に確定する予定であります。

また、令和2年度の減免実績ですが、令和2年度全期分が15件、25 2万400円、令和元年度第5期分が12件、42万6,600円、総額 294万7,000円であります。令和2年度分252万400円で算 定しますと、6割の補填が該当となりますが、所得が減少していること もあり、申請総額を150万円と想定しております。この場合、財政補填 は4割であり、国保会計での負担額は90万円となりますが、前年度繰 越金等で対応が可能と考えております。

次に、4ページを御覧願います。

減免額算定等の参考例を記載いたしましたので、後ほど御覧願いたい と思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第7、議案第3号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

〇商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第3号 蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について、御説明いたします。

改正する理由につきましては、今年度から一般社団法人蘭越町観光協会にふれあいの郷の指定管理を委託しておりますが、指定管理者の観光物産協会より、消費の物価が上昇がしている中、長年据置されてきた料金体系では施設管理に支障をきたすとの申し出があったことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料②の新旧対照表を御覧願います。

新旧対照表で、変更箇所にはアンダーラインを引いております。

第6条第2項中、範囲内を利用料金にO.7を乗じて得た額から当該利用料金に1.5を乗じて得た額までの、に定めるものでございます。

2ページを御覧願います。

今回、別表2の利用料金の改正に伴い、わかりやすい料金体系と簡素化いたしました。

別表2の変更点ですが、ふれあいの郷とみおかは1泊につき2万円、 ひのでが2万5,000円とするもので、とみおかの4号棟・5号棟は、 定員8名まで宿泊できる大きさのため、5人以上宿泊の場合、1名につ き5,000円を加算するといたしました。また、料金には寝具・暖房料 込みとし、3の宿泊者の利用時間は、チェックイン15時、チェックアウ ト10時までとする。

4は、繁忙期並びに閑散期、連泊による料金は、第6条2項に定める金額の範囲内において変更できるものです。

今回の改正により、全棟に利用人数分のベッドを配置し、サービス向上のためにアメニティグッズのバスタオルや歯ブラシ、カミソリなども提供し、ホテル並みにくつろげる空間を目指しております。

そのほか、従来設定しておりました休憩利用とバーベキュー施設利用 については削除としました。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

# ○3番(田村陽子) 3番田村です。

参考資料では2ページ目に全部まとまっているかと、質問したいことがまとまっているかと思います。今まで据え置かれていた金額が安すぎたという部分もあるのかもしれないんですけれども、ずっと毎年、御利用されてくださっている方々がいらっしゃると思うんですけども、その方々にしたら、金額のアップ幅が広く、含まれているとはいえ、かなりすごい高くなったという感覚を持つかなというふうに、一利用者の立場としては思います。そして、その中に、含まれている中に夏場も暖房料というのも含む、一律するというのは、ちょっと腑に落ちない、利用者の方も夏に利用する金額と、冬に利用する金額が、これがまた同じかというところに関して、ちょっと利用される方々の納得を得れるのかというらした、どう考えていらっしゃるのかなというところです。

これと、二つ目がチェックイン自体も1時からチェックインができていたのに、3時、実質料金も上がってチェックイン自体も遅くなるということは、ダブルの負担が見えるような気がします。ここのところの二つの決められた理由というか、そこのところをちょっとお聞かせください。

- 〇議長(富樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- ○商工労働観光課長(水上昭広) 田村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問なんですが、料金を均一にしたということ で、その中で暖房料も、夏場暖房料のほうは逆にマイナスになるの ではないかというかたちです。それで、先ほど述べらせていただい たんですけども、利用料金をですね、柔軟に対応するというかたち で、繁忙期、閑散期とかもあったんですけども、そのへんの範囲内と いうことで、例えば、夏場を逆にこういう利用料金に設定するとか っていう、柔軟な対応ができるようには、指定管理者の方には話し てあります。その中で申請を出していただいて、許可を得て、夏場で も、例えば、これから少し値下げした金額というかたちで対応する ことは可能になっておりますので、御理解いただければと思います。 あと、2点目のチェックインの時間、1時から3時になったとい うことなんですが、観光物産協会との相談の中で、サービス品、アメ ニティグッズとかの関係もあり、チェックインが、布団、ベットの対 応とかですね、そちらの準備のほうがちょっと大変だということで、 御相談いただいて、チェックインの時間を、時間をずらしてほしい ということで、今回3時ということにさせていただきましたので、 御理解いただければと思います。

- 〇議長(冨樫順悦) 田村議員。
- ○3番(田村陽子) それは管理者のほうが、夏場の、これから料金設定なんかを今から提示するというふうに捉えるということでしょうか。そこのところも管理者のほうの、いわゆる、結局、今まで利用されていた方をいかに大事にして、また来年来てもらう、リピータ

ーになってもらうかというところが抜けると、もう来ないっていうね、選択にされたら、せっかく今までね、安くてロケーションもいいし、御利用いただいていた部分もあるのかもしれないですよね。そこのところの金額を上げるなら上げるでも、やはり伝えること、これこれこうで、こういうことでという、やっぱり理解を得るためには、ただ金額提示だけするのではなくて、そこのところの、そこは管理者さんへの指導というか、そこのところを頼みたい、よろしくお願いします。

- 〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- 〇商工労働観光課長(水上昭広) 田村議員の御質問にお答えいた します。そのへんもですね、観光協会とですね、密に連携をとりなが らですね、きちっとお客様に対応していただいて、周知もですね、お 願いしておきますので、そのへん御理解いただければと思います。 以上です。
- ○議長(富樫順悦) ほかに質疑ありませんか。1 ○番熊谷議員。
- 〇10番(熊谷雅幸) 10番です。

2棟ともね、2万円と2万5,000円、非常に分かりやすくなって、私はすっきりしていいのかなというふうに思います。その中で、繁忙期とあまり利用のない時の値段設定が、分けられるということも、これも創意工夫の一つだなと思いますが、今、多くの方が、今、どこをいくらで泊まれるんだと、ネットで見たり、お得だなと思って行く人も多いと思うんですが、これらの周知方法、どういうふうにやっているのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。
- 〇商工労働観光課長(水上昭広) 熊谷議員の御質問にお答えいた します。

ふれあいの郷の予約の関係ということで、周知のほうはですね、 観光物産協会独自でサイトを設けてまして、そちらのほうでネット 予約も対応しているというかたちになっておりますので、御理解い ただければと思います。

〇議長(冨樫順悦) 熊谷議員。

**〇10番(熊谷雅幸)** それは安心しました。その中で、例えば、7月の1日から8月まではいくらというのは、もう明示されているということですかね。そういうふうにやっていただくと、非常に効率良く、そして繁忙期をうまく活用できるのかなと思いますが、そのへんもう一度お願いします。

〇議長(富樫順悦) 水上商工労働観光課長。

〇商工労働観光課長(水上昭広) 熊谷議員の再質問にお答えいた します。

そのへんも、料金も、どうしてもお金の面で、お客様が不安な部分も出てくるものですから、早めの周知と料金表示ということで、観光物産協会には、常に早めの周知していただくように依頼するかたちとりますので、御理解いただければと思います。

○議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第8、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第4号工事請 負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負の契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、御成橋橋梁補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税1,317万円を 含む1億4,487万円であります。

予定工期は、令和4年1月28日としております。

契約の相手方は、佐藤・石田・高橋経常建設共同企業体、代表者磯谷郡 蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社代表取締役小山茂則氏であ ります。

入札参加業者は佐藤・石田・高橋経常建設共同企業体のほか、菅原・増田経常建設共同企業体、ナカジマ・福島経常建設共同事業体、志比川・日野経常建設共同企業体、瀬尾建設工業株式会社、白木建設工業株式会社、 横関建設工業株式会社の、4の経常建設共同事業体と3社を指名いたしました。

入札執行日は、6月4日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料③を御覧ください。 色付けした部分が本年度の施工箇所となっており、橋の延長250m のうち、本年度はその3割に当たる御成側の約80mで、施工内容は橋上部の塗装・防護柵の取替・路面舗装、橋下部の伸縮装置の取替・橋脚の断面補修などでございます。

本工事につきましては、本年度で終了する予定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

# 〇議長(冨樫順悦) 再開いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第5号工事請 負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負の契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、交流促進センター幽泉閣温泉熱利用改修機械設備工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税1,890万円を含む2億790万円であります。

予定工期は、令和4年2月28日としております。

契約の相手方は、池田・長澤・有我特定建設工事共同企業体、代表者札幌市北区北12条西3丁目1番10号、池田煖房工業株式会社代表取締役社長池田薫氏であります。

入札参加業者は、池田・長澤・有我特定建設工事共同企業体のほか、進 栄・中沢・加藤特定建設工事共同企業体、梅澤・梅田特定建設工事共同企 業体、藤井・アクアジオテクノ・大地特定建設工事共同企業体、ダンテック・アサノ・有賀特定建設工事共同企業体の、5の特定建設工事共同企業 体を指名いたしました。

入札執行日は6月4日です。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料は④として3枚用意しており、1枚目が設備の系統図、2枚目が屋外の配管図、3枚目が新たに設置する機械室内部の詳細図で、いずれも設備の系統図、配管図でわかりにくいことと存じますが、御容赦ください。

概要は、この機械設備工事は、温泉熱を有効に活用するために行う既 存設備の改修と新たな設備の増設であります。

対象となる設備の主なものは、温水設備、浴槽加温設備、融雪設備、自動制御設備などであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い 申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第10、議案第6号工事請負契約の締結 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第6号工事請 負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負の契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、貝の館改修工事です。

契約の方法は、随意契約で、契約金額は、消費税540万円を含む5,940万円であります。

予定工期は、令和4年1月31日としております。

契約の相手方は、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、代表者虻田郡倶知安町北3条東2丁目7番地、瀬尾建設工業株式会社代表取締役社長瀬尾孝志氏であります。

入札参加業者は瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体のほか、佐竹・鈴木特定建設工事共同企業体、横関・テクノバンハウス特定建設工事共同企業体、志比川・稲田特定建設工事共同企業体、阿部・佐藤特定建設工事共同企業体、近藤・石田特定建設工事共同企業体、茅沼・荒谷特定建設工事共同企業体の、7の特定建設工事共同企業体を指名いたしましたが、1回目の入札では予定価格に達しなかったことから、最低価格の応札者と協議により、随意契約するものであります。

入札執行日は、6月4日です。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料⑤を御覧ください。

建物の立面図で、1枚目が第1貝の館、2枚目が第2貝の館です。

改修工事の内容はいずれも防水改修工事で、改修箇所は、屋根、軒天、 外壁、窓等の建具を対象としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〇議長(富樫順悦) 日程第11、議案第7号、令和3年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

億3、111万1、000円とするものです。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第7号令和3年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。現在、この会計の予算の総額は、60億3,108万9,000円で、歳入歳出それぞれ、1億2万2,000円を追加し、予算の総額を、61

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

なお、今回の補正予算で4月の人事異動等による給与の補正も行っておりますが、人件費の給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費の2節、3節、4節につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみの説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたします。7ページを御覧 願います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費、補正額 3 1 9 万 8,000 円。2、3、4 は説明を省略いたします。 2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額2,122万3,000円。2、3、8ページになります。4は、説明を省略いたします。17備品購入費176万円。役場公用車の収容台数を確保するため、公用車2台分のガレージを購入するものです。

4目財産管理費、補正額180万1,000円。10需用費29万4,000円。修繕料で、役場庁舎内各フロアの劣化したブラインドの修理をお願いするものです。11役務費150万7,000円。蘭越中学校校門前の旧井水ポンプ室が、雪の影響等により腐食が進行し、コンクリート屋根部分の破片が飛散している状況にあるため、解体撤去するものです。

5目企画費、補正額284万円の減。特定財源のその他31万8,00 0円の減は、社会保険料です。1報酬203万3,000円の減。会計年 度任用職員報酬で、職員の異動によるものです。次のページになります。 3職員手当等16万2,000円の減。会計年度任用職員の期末手当で す。4共済費64万5,000円の減。会計年度任用職員の社会保険料で す。

13目施設管理費、補正額420万7,000円。特定財源のその他69万3,000円は、建物災害共済金です。10需用費420万7,000円。修繕料で、各公共施設において大雪の影響による施設の損傷や経年劣化等により早急に修繕が必要となる箇所について、補正をお願いするものです。内訳でございますが、旧湯里小学校屋根・軒先・窓枠修理69万3,000円。こぶし館屋根ふき替え修理200万円。大谷なかよし子供館階段修理117万円。相生1地区集会所屋根塗装修理34万4,000円です。

次の、16目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、参考 資料⑥で御説明いたしますので、御覧願います。

補正額は1,109万円で、歳入になります。特定財源の国道支出金 1,109万円の内訳でございますが、国庫支出金として、新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付金504万円。子育て世帯生活支援 特別給付金事業費補助金275万円。同じく事務費補助金100円万で

す。次に、道支出金として、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金2 30万円です。つづいて、歳出になりますが、1点目は、消費喚起対策事 業で、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金46 〇万円。プレミアム付商品券発行支援事業費補助金230万円です。事 業内容は、町内の商店街で使用できるプレミアム率30%、1万円で1 万3、000円分の買い物が可能な商品券の発行を行い、町内消費の下 支えと消費喚起を図るものです。事業費は、消費喚起対策事業補助金6 90万円です。2点目は、オンライン会議用電算機器追加整備事業で、財 源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金44万円です。 事業内容は、昨年の第2回定例会補正予算において、パソコン、ディスプ レイ、ウェブカメラ等のオンライン環境を整備させていただきましたが、 当初想定していた規模を超えるテレビ会議等が増え、システムの能力が 不足していることから、リモートセミナー等の多様化に対応するため、 オンライン会議用機器を追加で購入するものです。事業費は、備品購入 費として、ズーム機能を備えたテレビ会議用カメラ1台、マイク・スピー カーシステムー式44万円を購入するものです。次のページ、2ページ 目になります。3点目は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、財源は 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金275万円。同じく事務費 補助金100万円です。事業内容は、新型コロナウイルス感染症による 影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、 生活の支援を行うものです。また、対象となる児童は3月31日時点で 18歳未満の児童とされ、児童一人当たり一律5万円を給付するもので す。事業費は、会計年度任用職員報酬ー月分の16万2,000円。職員 時間外勤務手当15万4,000円。需用費として、用紙・トナー等の消 耗品費と封筒の印刷製本費、合わせて45万1,000円。役務費とし て、郵便料、電話料、振込手数料の3万6,000円。複写機使用料2, 〇〇〇円。負担金として、システム改修負担金19万5千円。また、補助 金として、子育て世帯生活支援特別給付金275万円で、対象となる児 童を55名とし、一律5万円を給付するものです。申し訳ございません が、補正予算の議案10ページにお戻りください。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額705万8,00 0円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

2款総務費 5項統計調査費 3目工業統計調査費、補正額2万1, 000円の減。特定財源の国道支出金2万円の減は、工業統計調査委託 金で、工業統計調査の見直方針に伴い、令和4年調査から国の直轄調査 として実施することとなり、これにより今年度予定しておりました工業 統計調査が中止となったため、調査予算の全額を減額するものです。1 報酬1万4,000円の減。調査員報酬です。10需用費4,000円の 減。消耗品費です。11役務費3,000円の減。電話料2,000円、 郵便料1,000円をそれぞれ減額するものです。12ページを御覧願います。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額1,31 1万6,000円の減。特定財源のその他68万1,000円は、地域福祉基金指定寄附金です。2、3、4は説明を省略します。24積立金68万1,000円。地域福祉基金積立金で、4件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。次のページになります。27繰出金745万4,000円の減。人事異動に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額です。

2目国民年金費、補正額29万8,000円。2、3、4は説明を省略 します。

3目老人福祉費、補正額196万円。18負担金補助及び交付金196万円。補助金で、一灯園及びグループホームらんこしへの燃料費等助成で、蘭越厚生事業団から、今年度も冬期間の燃料費等の助成要望があり、補正をお願いするものです。14ページを御覧願います。

7目ふれあいプラザ21費、補正額16万円。特定財源のその他5,00円の減は、社会保険料です。1報酬5万5,000円の減。会計年度任用職員の異動によるものです。3職員手当等5,000円の減。会計年度任用職員の期末手当です。4共済費1万円の減。会計年度任用職員の社会保険料です。8旅費12万円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。10需用費11万円。修繕料で、ふれあいプラザ車庫のシャッ

ターケースの取付け部分が損傷し、ケース全体が落下する危険性がある ため、修理を行うものです。

10目介護保険事業費、補正額68万9,000円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

3款民生費 2項児童福祉費 3目蘭越保育所費、補正額320万6,000円の減。特定財源のその他37万3,000円の減は、社会保険料です。1報酬227万1,000円の減。会計年度任用職員の異動に伴う報酬、時間外勤務手当です。3職員手当等17万7,000円の減。会計年度任用職員の期末手当です。4共済費75万8,000円の減。会計年度任用職員の社会保険料です。

4目昆布保育所費、補正額325万7,000円。特定財源のその他37万3,000円は、社会保険料です。1報酬227万1,000円。会計年度任用職員の異動に伴う報酬、時間外勤務手当です。3職員手当等17万7,000円。会計年度任用職員の期末手当です。4共済費75万8,000円。会計年度任用職員の社会保険料です。16ページを御覧願います。8旅費5万1,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額2,33 1万5,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略いた します。18負担金補助及び交付金1,920万円。昆布温泉病院への燃 料費等助成事業補助金で、医療法人社団静和会から、今年度も冬期間の 暖房費と患者送迎車両の燃料に対する助成の要望があり、120万円の 補正をお願いするものです。次の昆布診療所診療業務委託補助金につき ましては、昆布診療所との業務委託に係る所得補償として、1,800万 円の補正をお願いするものです。

5目蘭越歯科診療所費、補正額584万3,000円。18負担金補助及び交付金584万3,000円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金で、蘭越歯科診療所との業務委託に係る所得補償として、584万3,00円の補正をお願いするものです。

6目蘭越診療所費、補正額40万7,000円。12委託料40万7,

〇〇〇円。蘭越診療所開設後に、旧蘭越診療所から引き続き使用している医療機器について、保守点検が必要であることが判明したため、補正をお願いするものです。自動血球計数装置保守点検委託料19万8,0 〇〇円。移動式遠心方式臨床化学分析装置保守点検委託料9万円。乾式臨床化学分析測定ユニット保守点検委託料11万9,000円です。19ページを御覧願います。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額18万4,00 0円。1報酬18万4,000円。会計年度任用職員報酬で、土曜日の粗 大ごみ受入時の時間外勤務手当です。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額1,389万4,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

3目農業振興費、補正額2,737万円。特定財源の国道支出金2,732万円は、畑作構造転換事業補助金1,159万4,000円。強い農業担い手づくり総合支援交付金1,572万6,000円です。7報償費5万円。農業講座講師謝礼で、研修農場で栽培しているニンジンやシソの生産普及を図ることを目的に、生産者向けのセミナー開催に係る講師謝礼です。18負担金補助及び交付金2,732万円。補助金で、強い農業担い手づくり総合支援事業補助金1,572万6,000円は、農機具の導入に対し、農業者7名が国からの配分通知を受けたため、補助するものです。次の畑作構造転換事業補助金1,159万4,000円につきましても、国から割当内示があり、事業主体となる町畑作組合に対し、補助するものです。

5目農地費、補正額986万6,000円。27繰出金986万6,000円。農業集落排水事業特別会計繰出金で、蘭越地区終末処理場の汚泥乾燥設備ボイラーに不具合が生じ、早急な対応が必要なことから、ボイラー取替費用の一部を特別会計へ繰出すものです。

6目農業推進対策費、補正額6万4,000円。8旅費6万4,000 円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

9目育苗施設費、補正額30万1,000円の減。3、4は説明を省略

します。20ページを御覧願います。

10目中山間地域等直接支払事業費、補正額2万2,000円。8旅費2万2,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

13目研修農場費、補正額55万6,000円。特定財源の国道支出金200万円は中山間地農業推進対策交付金で、薬草の試験研究に係る国の補助メニューが採択されたため、薬用植物の調査・研究に伴う旅費栽培に係る経費、また、薬用セミナーに関する経費等の補正をお願いするものです。7報償費7万円。作業機械の借上謝礼です。8旅費27万6,000円。職員旅費です。10需用費20万円。薬用植物栽培等に係る消耗品費です。11役務費1万円。郵便料です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額481万9,00 0円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

4目観光費、補正額16万7,000円。10需用費16万7,000円。修繕料で、昆布温泉公園森のさわやかトイレ入口の手すり修理と浄化槽の修理をお願いするものです。

7目道の駅費、補正額476万7,000円。特定財源のその他123万4,000円は、ふるさとの丘キャンプ場使用料です。現在、ふるさとの丘の旧パークゴルフ場跡地にオートキャンプ場を整備中でございますが、その中央にあります森と木の里センターを、トイレ、シャワー室、ランドリー等の機能を備えた施設として開放する予定でございますが、建物の経年劣化により、大規模なメンテナンスが必要なことから、その修繕費用、また、キャンプ場の運営・管理にあたっての消耗品費、燃料費、光熱水費、芝生の管理業務といった経常経費についての補正をお願いするものです。10需用費390万4,000円。消耗品費7万円。燃料費として灯油9万3,000円。光熱水費として、22ページになります。水道料2万3,000円。電気料10万円です。次の修繕料361万8,000円は、森と木の里センターの室内外壁修理に350万円。また、ふるさとの丘トイレ電気メーターボックス修理に11万8,000円の補正をお願いするものです。11役務費20万3,000円。手数料で、森と木の里センター床洗浄ワックス塗布10万円。キャンプ場インターネ

ット予約システム取扱3,000円。森と木の里センター浄化槽清掃10万円です。12委託料66万円。オートキャンプ場の芝生管理業務委託料で66万円です。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額493万5, 000円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

8款土木費 4項住宅費 3目定住促進住宅建設費、補正額6万2, 000円。3は説明を省略します。

1 ○ 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、補正額 1 9 5 万 9 , 0 0 0 円の減。 2 、3 、2 4 ページになります。 4 は説明を省略します。 1 1 役務費 5 万 8 , 0 0 0 円。インターネット接続料で、児童生徒の学習用タブレットを各家庭に持ち帰っての活用を見据えて、家庭におけるネット環境の検証を行うため、その通信費用をお願いするものです。

1 〇款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 4 6 万 2 , 〇 O O P 。 1 1 役務費 4 6 万 2 , O O O P 。学習用タブレット設定手数料で、学習用タブレットを児童へ配布するに当たり、ギガスクール用の設定に変更するための費用をお願いするものです。次のページになります。

1 〇款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額270万3,000円。1 〇需用費33万円。修繕料で、蘭越中学校校舎の外壁が劣化等により危険と判断される部分について、外壁の修復をお願いするものです。11役務費29万7,000円。学習用タブレット設定手数料で、学習用タブレットを生徒へ配布するに当たり、ギガスクール用の設定に変更するための費用をお願いするものです。12委託料135万円。学校施設補修業務委託料で、中学校の美術室や各教室の天井モルタルが剥がれ落ちる危険性がある箇所について、安全対策を図るものです。15原材料費72万6,000円。補修材料ほかで、前節の委託料で補修作業を行うに当たり、危険性のある天井の梁部分を防護するための養生ネットほかを購入するものです。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額169 万円。2、3、26ページを御覧願います。4は説明を省略いたします。 3目花一会図書館費、補正額11万円。10需用費11万円。修繕料で、憩いの広場噴水施設の劣化した滝の壁の天頂部を修理するものです。

10款教育費 5項保健体育費 2目体育施設費、補正額29万円。

10需用費29万円。修繕料で、野球場の通路及びダッグアウトの照明器具を取替修理するものです。

つづいて、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款道支出金、6ページを御覧願います。19款寄附金は説明を省略いたします。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額5,734万7,00 0円。1繰越金5,734万7,000円。前年度繰越金です。決算審査 等は済んでおりませんが、5月末で令和2年度の出納整理期間が終了し たところでございますが、令和2年度一般会計の繰越金は、約3億5,9 00万円となっており、このうち、繰越明許費に係る一般財源の1,24 3万6,000円を含んでおります。

22款諸収入は、説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

**〇7番(難波修二)** すいません。無いようですので1点だけ。

先ほどの質問とちょっと関わるんですけども、21ページの道の駅費ですね、先ほど申し上げましたように、新たな公の施設として、リンリン公園キャンプ場ができたわけです。リンリン公園じゃなくて、ふるさとの丘キャンプ場できました。やっぱり新たに条例を設置したキャンプ場をつくったと、その予算が7目の道の駅費の中に入っていると、ここはきちっとね、目を新設をしてキャンプ場の予算というのを別枠にするべきなのかなというふうに感じます。ここに、22ページに森と木の里センターの室外外壁修理というふうになってますけども、これはもう森と

木の里センターがないわけですよね。だからここは、例えばキャンプ場管理棟とかっていう、そういうことにしてね、やっぱり管理棟をきち検討されるべきじゃないかなというふうに思います。おそらく相当な業務量が出てくると思うんですよ。ざっと満床になるということを考えると、本当に最大あそこに入るお客さんを考えると、60人、70人はき事の手続きなり案内業務とかっていくことを必要でしょうし、そのほかが出てくるということで、ここはもうちょっと柔軟にというか、しっかではないかなと、道の駅費と分けないとよく分からないたにほうがいとないうなら気がしますので、そういうことを御検討されてはいかがかなというふうに感じますので、質問をさせていただきます。

〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) 難波議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、難波議員からの御質問で、森と木の里センターの管理人の関係で、実際のところ、今、現在、予約業務とかをですね、ふるさとの丘で行っているというかたちで対応させていただきたいと思っております。 先ほど、私、ちょっと間違った部分もあったんですけども、あと、今回、ふるさとの丘の業務は、キャンプ場の予約を受付けてまして、今回、オートキャンプ場を新設に当たっては、オートキャンプ場はインターネット予約というかたちで対応するかたちになってますので、実際、森と木の里センターのほうには、管理人は今はいないというか、草刈とかの業務のほうはいるんですけども、それで対応させていただいております。あとは、目の新設ということで、そのへんは内部で協議した上で検討していきたいと考えておりますので、御理解いただければ思います。以上です。

〇議長(冨樫順悦) 難波議員。

○7番(難波修二) 取り越し苦労というか、私が心配しているのは、7月からオープンというね、そういうことになった時に、ふるさとの丘の体制で受付から案内業務から、それから、いわゆる元の森と木の里センターにあるトイレやシャワーの清掃、リネン関係というか、そういうのを含めてっていう業務が相当出てくると、しかも、そのオートキャンプ場にすると、全国からそういうね、そういうところから泊まり、渡り歩くというようなキャンパーという人たちが来ると、そうすると、従来の対応だけではやっぱり難しいのではないかなと、こういうふうに思いますので、是非、状況を見てね、やっぱり対応していくような方向で、これからも考えていってほしいなと、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

〇議長(冨樫順悦) 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) 難波議員の質問にお答えいたします。 やっぱり働く方の労働時間というものもありますし、やっぱりそのへ んお客様に十分、迷惑のかからないように、トイレ、シャワーとかです ね、設備関係の、そのへんしっかりとした対応をしていくというかたち で、これから対応していきたいと思いますので、御理解いただければと 思います。

〇議長(冨樫順悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号令和3年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〇議長(富樫順悦) 日程第12、議案第8号令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

〇住民福祉課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第8号令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億5,390万8,000円で、この総額から745万4,000円を減額し、予算の総額を2億4,645万4,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの です。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを 御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額319万3,

〇〇〇円の減。4月の人事異動に伴う給与等、人件費の補正のため、2、 3、4は説明を省略させていただきます。

1款総務費 2項徴税費 1目賦課徴収費、補正額426万1,000円の減。こちらにつきましても、4月の人事異動に伴う給与等、人件費の補正のため、2、3、次のページ、4は説明を省略させていただきます。なお、補正予算の最後に給与費の明細を添付してございます。

次に、歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。 4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額74 5万4,000円の減。一般会計繰入金を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申 し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予 案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第13、議案第9号令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

〇建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第9号令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は1億5,574万7,000円で、これに歳入歳出それぞれ580万円を追加し、1億6,154万7,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの でございます。

第2条の地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。 後ほど御説明いたします。 今回の補正は、三和地区の水道管の布設替えを行うために設計を委託するもので、設計延長は820mです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。 7ページを御覧ください。

1 款事業費 1 項水道事業費 2 目水道維持費、補正額580万円。 特定財源の地方債580万円は、三和地区簡易水道事業債です。12委 託料580万円。道道北尻別蘭越停車場線水道管布設替工事設計委託料 です。

6ページの歳入は、省略をいたします。戻って3ページを御覧ください。

地方債補正について、御説明いたします。

限度額の追加でございますが、過疎対策事業債及び簡易水道事業債を それぞれ640万円から930万円に変更するもので、起債の方法、利 率及び償還の方法については、従来と変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予 案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〇議長(富樫順悦) 日程第14、議案第10号令和3年度蘭越町 農業集落排水事業特別補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

〇建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第10号令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億872万2,000円で、これに、 歳入歳出それぞれ1,586万6,000円を追加し、2億2,458万 8,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの でございます。

今回の補正は、字大谷の蘭越地区農業集落排水処理施設の汚泥乾燥設備ボイラーの経年劣化による損傷のための取替修理と、職員の人件費の追加を行うものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

1 款事業費 1 項下水道事業費 1 目下水道維持費、補正額 1,586万6,000円。3、4 は人件費のため、説明を省略いたします。10需用費1,573万円。修繕料で、蘭越地区農業集落排水処理施設汚泥乾燥設備ボイラー取替修理です。

5ページを御覧ください。歳入です。

5款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額986万6,000円。一般会計繰入金です。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額600万円。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計 補正予案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〇議長(富樫順悦) 日程第15、議案第11号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

〇商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第11号、令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は5億4,543万9,00 0円でございまして、この総額に678万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,865万3,000 円とするものでございます。 また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による ものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページ を御覧ください。

4月の人事異動等による給与の減額と会計年度任用職員労働条件 変更のため、補正するものです。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額678万6,000円の減。2給料264万5,000円の減。会計年度任用職員給218万7,000円の追加。会計年度任用職員労働条件変更によるものです。3職員手当等249万8,000円の減。住宅手当1万4,000円の追加。会計年度任用職員期末手当18万2,000円の追加。会計年度任用職員通勤手当5万円の追加。次のページ、4共済費については、説明を省略させていただきます。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧ください。人件費の減額及び新型コロナウイルス感染拡大の利用者減少により、補正するものです。

1 款事業収入 1 項事業収入 1 目事業収入、補正額678万6,000円の減。1 宿泊料160万円の減。7食事料518万6,000円の減。夕食料125万円の減。朝食料45万円の減。日帰り食事料ほか348万6,000円の減です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

- 〇議長(冨樫順悦) 日程第16、議案第12号令和3年度蘭越町
- 一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

〇総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第12号令和3年 度蘭越町一般会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は61億3,111万1,000円で、歳入歳出それぞれ378万円を追加し、予算の総額を61億3,489万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの です。

2款総務費 1項総務管理費 16目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額378万円。特定財源の国道支出金378万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。18負担金補助及び交付

金378万円。蘭越町緊急経営対策融資事業補助金300万円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、町内中小企業、特に飲食店関係で売上が減少・低迷し、経営に支障が生じている事業者等に対し必要な資金を供給し、また、資金の調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、利子補給の支援を行うものです。事業内容は、融資枠を3億円とし、一事業者1,000万円を限度で融資し、その利子について町が全額助成するものです。次の、新型コロナウイルス感染症対応サポート事業補助金78万円は、昨年、融資を利用した事業者で、既に保証料を支払っている事業者が、今回の融資を利用して借換や繰上償還をする場合に、新たに保証料が生じることから、この保証料の差額分を町が助成するものです。

つづいて、歳入に戻ります。 5ページを御覧願います。

16款国庫支出金は説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和3年度蘭越町一般会計補正予案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩いたします。

再開は、14時10分といたします。

### 〇議長(冨樫順悦) 再開いたします。

〇議長(富樫順悦) 日程第17、請願第1号蘭越町に放射性物質等を持ち込ませない条例制定を求める請願を議題といたします。

令和3年3月18日、蘭越町に放射性物質等を持ち込ませない条例制定を求める請願審査特別委員会に付託した本件について、委員長の報告を求めます。

10番熊谷議員。

**〇10番(熊谷雅幸)** ただいま上程されました、請願第1号蘭越町に放射性物質等を持ち込ませない条例を制定することを求める請願について、 請願審査特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本請願は、本年2月12日に議長に提出され、3月18日に本特別委員会を設置し、付託されたものでございます。

請願に趣旨は、蘭越町に放射性物質等を持ち込ませない条例を制定することにございます。

5月19日に、傍聴を許可した公開の特別委員会を開催し、請願審査 を行いました。

請願の審査結果といたしましては、条例を制定することを求める請願趣旨については採択とし、条例案については不採択といたしました。

なお、審査結果と重複いたしますが、委員会の意見を申し上げます。

蘭越町の緑豊かな山々、清らかな川、豊穣の沃野などの美しい自然を享受し、将来に引き継ぐことは、町民全ての願いであり、使命でもあります。現在、放射性廃棄物の処分方法等についての安全性が十分確立されていない中で、町民が安心して暮らせる生活環境を、現在も、将来においても維持するために、いわゆる核のゴミを蘭越町に持ち込ませない決意を表すため、条例を制定することは必要であると全議員の考えが一致いたしました。

しかしながら、請願に添付された条例案については、特別委員会の中

でも様々な意見が出され、他の法令などと整合性を図るとともに、文言の整理などをする必要があり、このまま条例として採択することは難しいと判断せざるを得ませんでした。

よって、いわゆる核のゴミを蘭越町に持ち込ませない条例を制定する という願意については採択し、条例案については不採択することといた しました。

なお、条例を制定することは、全議員が一致して採択しておりますので、新たに議員全員による仮称蘭越町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例を制定する特別委員会を設置し、その中で議論を深め、蘭越らしい条例を制定できるよう審査、審議していくことを望みますとの意見を付してございます。

以上で請願審査報告を終わります。以上でございます。

- ○議長(冨樫順悦) 以上で委員長の報告を終わります。 どうぞ。
- ○9番(柳谷要) 今日の議運の。
- 〇議長(冨樫順悦) 動議ですか。
- **〇9番(栁谷要)** 動議です。諮ってください。
- 〇議長(冨樫順悦) 今、動議提出されました。1名以上の賛成があると思いますので、一応、省略をいたします。
- 〇 9 番 ( 栁 谷 要 ) 議長。
- 〇議長(冨樫順悦) はい。
- **〇9番(栁谷要)** 9番柳谷。

今日の議会運営委員会の結果によりますと、委員長報告について、質疑・討論を省略して、そして了解すると。採決、了解するということですね。そういうスケジュールですね。それは間違いないですね。それで、ただいま手に入ったので、特別委員会の難波委員の提案をまとめた。

- ○議長(冨樫順悦) 柳谷議員、明確に。動議なら動議で明確に言ってください。
- **〇9番(栁谷要)** 結論から言うと、特別委員会に差し戻しして十分な審議をしていただきたいと、質問あれば、改めてその理由について述べたいと思います。
- ○議長(富樫順悦) この委員長報告につきましては、もう既に全員の議員の参加の中で決定されておりますし、議運でも承認されておりますので、そのとおり議事進めていきたいと思ってます。

動議ですか。発言はありませんね。 はい。

- ○3番(田村陽子) いいですか。3番田村ですけども、全員協議会では、 私たち全員出席しましたので。
- ○議長(冨樫順悦) 動議提出するんですか。まだこちらの動議終わってないですよ。

まず、栁谷さんのその動議に対して説明いたします。

全員参加の特別委員会の審査結果は、ただいま報告されたとおりでありますので、全員参加で審査しておりますので、質疑・討論は省略する旨、議運においても決定されております。ですから、ただいまの柳谷さんの発言は却下したいと思います。

よろしいですか。皆さん。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○9番(柳谷要)** 例えばですね、審査意見の中で、しかしながら、他の法令などとの整合性っていうふうに書いてありますけど、他の法令ってなんなのか議論ありましたでしょうか。特別委員会の会議録には多分載ってないと思うんですよ。そういう議論、記憶ありませんから。ですからね、このとりまとめした文書全体、つまり、特別委員会の報告そのものがね、私はそれこそ整合性欠けると、提案の整合性に欠けるというふうに申し上げたいと思うんですよね。だから、特別委員会を改めて継続して

ですね、十分な審議をしていくと。4時間程度の会議でね、この大事な条例を、今回の本会議で、報告で、質疑・討論省略でしますということはね、皆さん、あの議論で十分だと思っているでしょうか。ちょっとそのへんのところ議論していただければありがたいです。

- 〇5番(永井浩) 動議。
- 〇議長(冨樫順悦) はい。どうぞ。
- **〇5番(永井浩)** 議員全員による委員会の委員長報告に対しては、質疑をすることは望ましくない。運営規則94条にありますとおり、ただいまの発言については、却下願いたいと思います。
- 〇議長(冨樫順悦) もちろんです。

ですから、先ほどから言っているように、全員参加の審議が終わって、 採択も終わってます。委員長報告に対しましては、質疑、討論省略という のは決まっておりますので、ですから、栁谷議員の発言は却下すると言 っているんです。

よろしいですね。これで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 〇3番(田村陽子) 動議。
- 〇議長(冨樫順悦) はい。どうぞ。
- **○3番(田村陽子)** 柳谷議員との話とは違うんですけども、この委員長報告の内容理解や、委員会での決定と違っていると思っているので、発言させていただきます。

条例を制定することは必要であると、みんなでは一致した、これはそうだと思います。ですが、委員長報告の最後のほうにありますけれども、いわゆる核のゴミを蘭越町に持ち込ませない条例を制定する願意については採択しというところでございます。その後の全員協議会で特別委員会を設置するという文言の前に、既に特定放射性廃棄物と指定していること自体、そこまでの話には委員会ではなっていないはずですので、も

- う一度、御確認いただきたいと思います。
- 〇議長(冨樫順悦) それも田村議員。
- 〇3番(田村陽子) はい。
- ○議長(富樫順悦) それ質疑・討論に当たりますから、それはもう省略が決まってますから、却下します。
- 〇3番(田村陽子) はい。

いや、委員長報告自体が違うのではないでしょうかという話なんです よね。

- ○議長(富樫順悦) 委員長報告は、既にこの請願審査の委員会の時に決定されてますから。
- **○3番(田村陽子)** はい。この文書は私たち、私は許可。
- ○議長(冨樫順悦) 何度も言うように、質疑・討論はないんですよ。認めません。
- ○3番(田村陽子) いや、違うでしょ。
- 〇議長(冨樫順悦) 質疑じゃないんですから。
- O3番(田村陽子) ですから質疑はありません。 これが違うんじゃないでしょうかという提議。
- 〇議長(冨樫順悦) このまま進めます。

ですから、先ほども言いましたように、質疑・討論は省略になっておりますので、このまま採決を実行いたします。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **〇9番(栁谷要)** 議長。採決の根拠について、ちょっと事務局から説明いただきたい。
- 〇議長(冨樫順悦) なんですか。もう少し。
- ○9番(柳谷要) 採決の根拠です。法的の根拠。
- 〇議長(冨樫順悦) それは。
- **〇9番(柳谷要)** 委員長報告、報告でしょ。報告の採決っていうのはできるんですか。
- ○議長(冨樫順悦) 規定にあります。規定されてますから。
- **〇9番(栁谷要)** 了解するかどうかでしょ。
- 〇議長(冨樫順悦) そうですよ。

ですから、委員長が報告したように、全員の賛成によって、願意が採択された委員長報告もありましたように、もう既に決まっているんですよ。特別委員会において。ですから、全員参加の特別委員会でしたから、質疑・討論は省略となっているんですよ。それでも採択する規定になっておりますので、発言を認めないと、さっきから言ってますよね。質疑・討論はないんですから。 柳谷さんの動議はもう終わってるんですよ。

#### 〇9番(栁谷要) 議長。

有意義な議論があったとは思えないんですよ。特別委員会は。だから今、問題提起しているんですよね。議長の裁量というのはね、審議を尽くすということではないですか。特別委員長についても、私、そういうふうに問題提起したいと思うんですよ。そのへんのところをね。

- ○議長(冨樫順悦) 委員長報告は認めることになっているんですから、 柳谷議員、その発言は認めませんよ。
- 〇9番(柳谷要) 十分な議論をやったかどうかっていうことを問うて

いるわけですよ。

○議長(富樫順悦) 既に特別委員会は終わっているんですから。終わった委員長報告ですよ。認めないと言ってます。先ほどから。

予定どおり採決に進みたいと思いますが、改めて確認します。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これより、請願第1号蘭越町に放射性物質等を持ち込ませない条例制 定を求める請願についてを、起立により採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、願意については採択、条例案は不採択です。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

#### (起立多数)

はい。起立多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

ただいまの委員長報告の中で、条例制定については議員全員による、 仮称でありますが、蘭越町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例を 制定する特別委員会を設置し、審議していただきたいとの意見報告があ りました。

お諮りいたします。

条例制定については、議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、条例制定につきましてが、議員全員で構成する特別委員会を 設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました条例制定特別委員会の正副委員長の選出方法は、慣例により、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、条例制定特別委員会の正副委員長は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

### 〇議長(冨樫順悦) 再開いたします。

〇議長(富樫順悦) 蘭越町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例制定特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告させていただきます。

選考結果につきましては、選考委員長のほうから、私のほうに報告が 届いておりますので、私より報告させていただきます。

委員長には10番熊谷議員、副委員長5番永井議員を選考しましたので、報告いたします。以上でございます。

〇議長(富樫順悦) 日程第18、意見書案第1号自治体財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番難波議員。

**〇7番(難波修二)** ただいま上程されました、意見書案第1号自治体財政の充実・強化に関する意見書について、御説明申し上げます。

新型コロナウイルスにより、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しており、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。また、近年多発している大規模災害、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府は骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の水準を下回らないよう確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、本町議会としては、2022年度の政府予算と地方財政の

検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、 歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に対し て、次の事項の実現を強く要望するものです。

- 一つ、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策な ど、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応 し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 一つ、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた確実な財源措置を図ること。
- 一つ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立 支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫して いることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充 を図ること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財 政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号自治体財政の充実・強化を求める意見書を 採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

○議長(冨樫順悦) 日程第19、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、報告第1号繰越明許費 繰越計算書について、御説明いたします。

令和2年度蘭越町一般会計予算の第3条で繰越明許費を定めておりますが、これを翌年度へ繰越したための計算書でございます。1ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費、事業名はホームページリニューアル事業。翌年度繰越額700万円。同じく、新型コロナウイルス感染症対策事業8,158万3,000円。同じく、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,518万7,000円です。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名は大谷地区道営農地整備事業。翌年度繰越3,078万円。同じく、豊国地区道営農地整備事業1,601万3,000円。2ページを御覧願います。同じく、蘭越地区道営農地整備事業1,291万3,000円。同じく、目名一期地区道営農地整備事業2,656万3,000円。同じく、目名二期地区道営農地整備事業2,070万5,000円。同じく、初田地区道営農地整備事業1,441万8,000円。次のページを御覧願います。同じく、名駒地区道営農地整備事業1,043万2,000円です。

次に、8款土木費 2項道路橋りょう費、事業名は御成吉国・上里吉国線排水整備事業。翌年度繰越額650万円です。

次に、11款災害復旧費 1項土木施設災害復旧費、事業名は現年発生補助災害復旧事業翌年度繰越額2,057万円です。

以上、これら12の事業について繰越しするものです。

なお、各事業ごとの財源内訳につきましては、御覧の内容です。

この繰越計算書をもちまして、翌年度へ繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会に報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(冨樫順悦) これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第20、報告第2号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。

報告を求めます。

北川建設課長。

**〇建設課長(北川淳一)** ただいま上程されました、報告第2号繰越明許 費繰越計算書について、御説明いたします。

これは、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算の第2条で繰越明許費を定めましたが、これを翌年度へ繰越したため、繰越計算書を作成、調製したものです。表紙をめくって、1ページを御覧ください。

1款事業費 1項水道事業費、事業名は公営企業会計法適用支援業務で、翌年度へ繰越した額は257万4,000円です。財源内訳は御覧の内容のとおりです。

この繰越計算書をもって繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第21、報告第3号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。

報告を求めます。

北川建設課長。

**〇建設課長(北川淳一)** ただいま上程されました、報告第3号繰越明許 費繰越計算書について、御説明いたします。

これは、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算の第2条で 繰越明許費を定めましたが、これを翌年度へ繰越したため、繰越計算書 を作成、調製したものです。表紙をめくって、1ページを御覧ください。

1款事業費 1項下水道事業費、事業名は公営企業会計法適用支援業務で、翌年度へ繰越した額は200万2,000円です。財源内訳は、御覧の内容のとおりです。

この繰越計算書をもって繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(冨樫順悦) これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〇議長(富樫順悦) 日程第22、報告第4号、令和2年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について、報告を行います。

報告を求めます。

渡辺総務課長。

〇総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、報告第4号令和2年度 蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況につきまし て、御説明申し上げます。1ページを御覧願います。

1の情報公開条例の運用状況についてですが、(1)開示請求等の状況は43件の請求となっております。

その処理状況につきましては、処理済みが43件で、全部開示したものが11件、一部開示したものが20件、不存在が12件、また、審査請求が2件となっております。

次の(2)の開示請求のあった公文書の内容等でございますが、1番から4番の5月1日にあった請求から、4ページになります。43番の3月24日までの43件となっています。

次に、2の個人情報保護条例の運用状況についてでございますが、開示請求はありません。

また、3の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運営状況ですが、 審査会は5回開催しております。(1)審査請求の処理状況ですが、令和 2年度情報公開条例に基づく審査請求として2件処理しており、いずれ も一部容認となっております。

以上、情報公開条例第24条及び個人情報保護条例第39条の規定によりまして、議会に報告するものです。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(冨樫順悦) これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〇議長(富樫順悦) 日程第23、報告第5号、例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長(富樫順悦) 日程第24、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査及び陳情調査について、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りいたします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第25、承認第2号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉 会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第26、承認第3号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〇議長(富樫順悦) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は 全部終了いたしました。

これにて、令和3年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時46分 閉会